

ひとり親家庭の自立のために・・・

事前相談が必要です！

自立支援教育訓練給付金を支給します！

ひとり親家庭の父又は母が、安定した就労に必要な資格取得や能力開発をするために、対象講座を受講した場合に自立支援教育訓練給付金を支給します。

対象者

茅ヶ崎市に居住しているひとり親家庭の父又は母で次のいずれにも該当する方

- 児童（20歳未満）を扶養している
- 母子・父子自立支援プログラムの策定等の自立に向けた支援を受けている

※こども政策課で事前相談の際に実施します。

- 自立支援教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない
- 高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）の貸付を受けていない

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付金（ハローワークが支給）の指定教育訓練講座

※受講する講座と雇用保険の資格状況によって、一般／特定一般／専門実践の3つの給付金のいずれかが対象となる可能性があります。詳細はハローワーク藤沢（TEL：0466-23-8609）にご確認ください。

講座検索は、こちらにアクセスしてください。

厚生労働大臣指定「教育訓練講座検索システム」

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



支給額

	教育訓練給付金支給要件なし		教育訓練給付金支給要件あり		支給上限額
	支給時期	支給額	支給時期	支給額	
一般教育訓練講座	受講修了後	受講費用の60%	受講修了し、教育訓練給付金（一般／特定一般）の支給後	受講費用の60%から教育訓練給付金（一般／特定一般）支給額を除いた額	200,000円
特定一般教育訓練講座			受講修了し、教育訓練給付金（専門実践）の最後の支給後	受講費用の60%から教育訓練給付金（専門実践）支給額を除いた額	
専門実践教育訓練講座	・受講修了後 または ・受講中（半年ごと）	受講費用の25% （追加支給）	受講修了し、教育訓練給付金（専門実践）の最後の支給後	受講費用の60%から教育訓練給付金（専門実践）支給額を除いた額	400,000円 ×修業年数
	受講修了後、資格取得し、1年以内に就職等した後		受講修了後、資格取得し、就職し、教育訓練給付金（専門実践）の追加支給後。	受講費用の85%から教育訓練給付金（専門実践）支給額を除いた額	600,000円 ×修業年数から既に給付された額を除いた額

※教育訓練給付金支給要件がある場合は、支給上限額から教育訓練給付金（一般／特定一般／専門実践）支給額を除いた額が上限額となります。

※支給額が12,000円を越えない場合は支給されません。

※受講費用とは、教育訓練施設に対して支払われた入学料、受講料、消費税が対象となります。希望により、行われる訓練や提供される教材等に要する費用は除きます。

手続きの流れ（手続きに必要な書類のうち公簿等で確認できる場合は省略可能）

- ① ことば政策課の窓口にて事前相談を行い、自立に向けた計画書を作成する。
 - 受講内容や受講期間、金額がわかるもの（パンフレットやチラシ等）
- ② 講座受講開始前に下記書類を揃えて受講対象講座指定申請書を提出する。
 - 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び住民票の写し
 - ハローワークが発行する教育訓練給付金支給要件回答書
 - 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等福祉医療証（各種支援制度を受けている場合）
- ③ 受講修了後 30 日以内に下記書類を揃えて支給申請書を提出する（※訓練期間が 6 ヶ月以上ある専門実践教育訓練給付金対象講座を受講し、専門実践教育訓練給付金の支給を受けられない方については、6 ヶ月ごとに申請が必要となります。）
 - 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び住民票の写し
 - 受講対象講座指定通知書
 - 当該指定講座の修了証明書又は受講証明書（※6 ヶ月ごとに支給を受ける方のみ）
 - 当該指定講座の入学料および授業料の領収書の原本
 - ハローワークが発行する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（教育訓練給付金の支給を受けられる方のみ）
 - 振込先口座の通帳またはキャッシュカード
 - 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
 - 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等福祉医療証（各種支援制度を受けている場合）

＜専門実践教育訓練給付金対象講座を受講している方のみ＞

- ④ 指定された講座を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から 1 年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から 30 日以内に下記書類を揃えて支給申請書（追加支給）を提出する。
 - 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び住民票の写し
 - 当該指定講座の入学料および授業料の領収書の原本
 - ハローワークが発行する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（教育訓練給付金の支給を受けられる方のみ）
 - 振込先口座の通帳またはキャッシュカード
 - 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
 - 申請者が資格の取得をしたことを証明する書類
 - 申請者が就職等をしたことを証明する書類
 - 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等福祉医療証（各種支援制度を受けている場合）

注意事項

- ・ 対象講座の指定を受ける前に受講開始した場合は給付金が支給されません。必ず受講開始前にご相談ください。
- ・ 対象講座の指定後に受講を取りやめた場合や受講を途中で中止した際はことば政策課までご連絡ください。
- ・ 支給要件を満たさなくなった時（婚姻（事実婚を含む）、市外への転出、子を扶養しなくなった等）は届出してください。

問い合わせ先：ことば政策課手当給付担当（TEL0467-81-7169）